訪問介護
重要事項説明書

訪問介護 comme soi コムソワ

訪問介護 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、佐賀県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社むさし
主たる事務所の所在地	〒８４２－０１０３ 佐賀県神埼郡吉野ケ里町大曲４９４１－１
代表者（職名・氏名）	代表取締役 中島大作
設立年月日	令和６年５月23日
電話番号	０９５２－２０－３８５２

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護 comme soi コムソワ
サービスの種類	訪問介護
事業所の所在地	〒８４２－００３１ 佐賀県神埼郡吉野ケ里町吉田２１０４－７ リバティハイツ３号室
電話番号	０９５２－２０－３８５２
指定年月日 事業所番号	令和６年９月１日指定 ４１７１１００３５９
管理者氏名	野村　静香
通常の事業の 実施地域	佐賀市、神埼市、吉野ケ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社むさしが開設する訪問介護 comme soi コムソワ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第一号事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態若しくは事業対象にある者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有す

	る能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護又は第一号事業を提供することを目的とする。
運営方針	指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めるものとする。 第一号事業の提供に当たっては、事務所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

４．提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるために介助や専門的な援助を行います。 例） 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助等
②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など

通院等乗降介助は、行っておりません。

介護保険を利用できないサービス
＜身体介護＞ ・ リハビリテーション ・ マッサージ ・ 医行為 ・ 代筆、代読 ・ 利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手

・ 理美容
・ 趣味趣向のための外出介助、入院のための外出介助

＜生活援助＞
・ 本人不在時のサービス
・ 利用者以外の家族等に係る援助
・ 日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
・ 来客の対応
・ 商品の販売や農作業等の援助的な行為
・ 預金の引き出し

５．営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（１２月２９日から１月３日を除く）
営業時間	午前８時から午後 17 時まで
	但し、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤４名以上
看護師	常勤１名以上

業務の状況により、増員することができるものとします。

７．管理者及びサービス提供の責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	野村　静香
サービス提供責任者	田中　京子、中島　ひより、中島　大作

８.サービス提供に関わるお願い

①贈答、もてなしの禁止 訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。

②訪問介護員等の個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

③体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担 当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
④地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
⑤感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手 袋等を使用させていただく場合があります。
⑥訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置を とります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合あります。
⑦下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求
・物を投げつける
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
・怒鳴る、奇声、大声を発する
・対象範囲外のサービスの強要
■セクシュアルハラスメント
・介護従事者の体を触る、手を握る
・腕を引っ張り抱きしめる
・ヌード写真を見せる
・性的な話し卑猥な言動をする など
■その他
・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
・ストーカー行為 など

９．利用料
あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額を、ご負担いただきます。
（１） 訪問介護の利用料
【基本部分】

		基本料金 ※（注１）参照	利用者負担金（自己負担１割の場合＝基本利用料の１割） ※（注２）参照
	２０分未満	１６３０円	１６３円
	２０分以上３０分未満	２４４０円	２４４円

	３０分以上１時間未満	３８７０円	３８７円
	１時間以上	５６７０円（３０分を増すごとに＋８２０円）	５６７円（３０分を増すごとに＋８２円）
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		２５分増すごとに６５０円を加算（身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。）	２５分増すごとに＋６５円を加算

生活援助	２０分以上４５分未満	１７９０円	１７９円
	４５分以上	２２００円	２２０円

（注１）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に二人の訪問介護員等がサービスを提供した場合は、上記基本利用料の２倍の額となります。

上記の基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
夜間・早朝、深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	２５％増し	
	深夜（２２時から翌朝6時）にサービス提供する場合	５０％増し	
特定事業所加算	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合 ※算定要件を満たす場合は、事前にお知らせ・同意をいただき、加算させていただきます。		
特定地域訪問介護加算※	当事業所が特定地域に所在する場合	１５％増し	
中山間地域における小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、１月あたりの延べ訪問回数が２００回以下の小規模事業所である場合	１０％増し	

中山間地域等に 居住する者へ サービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	５％増し	
緊急時訪問介護 加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（１回につき）	１０００円	１００円
初回加算	新規利用者のサービスにサービス提供責任者がサービスを提供もしくは、サービス提供責任者と他の訪問介護員がサービスを提供した場合（１月につき）	２０００円	２００円

生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（１月につき）	１０００円	１００円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携してサービスを提供した場合 （１月につき）	２０００円	２００円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単数の 27.0% 所定単数の 28.7% 所定単数の 24.9% 所定単数の 26.6% 所定単数の 20.7% 所定単数の 17.0%	ひと月当たり左記額の１割

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が２０人以上居住する建物の利用者	９０％
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が５０人以上居住する建物の利用者	８５％

【その他の費用】

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートルあたり２０円の交通費がかかります。

（２） 訪問介護員が２名の場合 訪問介護員が 2 名で訪問した場合は、2 名分の料金となります。但し、訪問介護員の引継ぎ等により 2 名以上で訪問した場合は１名分の料金です。

（３）キャンセル料

利用者予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料を不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の１８時まで	０円
利用予定日の前日の１８時以降	利用者負担額の５０％
利用予定日の当日	利用者負担金の全額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、一カ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、３０日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）に、利用者様が指定する口座より引き落とします。 ※引き落とし手数料１１０円かかります。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 佐賀銀行 神埼支店 普通口座 ３１１９８４９ 株式会社むさし ※振込手数料は、利用者様のご負担でお願いします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、担当者と相談・打ち合わせの上、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医、及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号
緊急連絡先 （家族等）	氏名 （利用者との続柄） 電話番号

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１．苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０９５２-２０-３８５２　／担当 野村 ＦＡＸ　０９５２-２０-３８５３

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	佐賀中部広域連合	電話番号　０９５２－４０－１１３１
	鳥栖地区広域市町村圏組合	電話番号　０９４２－８１－３３１１
	佐賀県国民健康保険団体連合会	電話番号　０９５２－２６－１４７７

１２．第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　2　なし
	2なし		

１３．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１４．身体拘束の適正化

原則として､利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし､下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（1）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ

事が考えられる場合

（２）非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

（３）一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

１４．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１） 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：　野村　静香

（２） 成年後見制度の利用を支援します。

（３） 苦情解決体制を整備しています。

（４） 従業者に対して、虐待防止を啓発･普及するための定期的な研修を実施しています。

（５） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。

（６） 虐待の防止のための指針の整備をしています。

（７） サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１５．天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。 また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

１６．損害賠償

1 当事業所は、訪問介護（第 1 号訪問事業）の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

２ 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。 とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれ を告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
(4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

１８．重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者　　所在地　　佐賀県神埼郡吉野ケ里町大曲４９４１-1
事業者（法人）名　　株式会社むさし
代表者職・氏名　　代表取締役 中島大作　　印
説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者　　住 所
氏 名

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
本人との続柄
氏 名

立 会 人　　住 所
氏 名